

一此ノ度ノ第議ニツイテ撰報ノ中ナルハント

右要亦便也  
昭和四年十月二日

斗南電氣秀光研究所  
從業員一同

所長 和田秀吉殿

別記(三) 聲明書

親愛なる市民諸君！  
吾斗南電氣秀光研究所從業員は長し間必懸念有る労働條件を耐えしめんを酷使せら  
れし未だなれば此度工場都合によりと言ふ理由の下に賃金値下をせしむるありませ  
し百十時間労働をせしめ亦夜業せしむる生活も亦出来なかつた吾等、路上須金のみ  
さきせられし、諸君より結果は火を食ひて、朋友を日あつて人か、世の世をみれば  
は勝手氣儘を規定を設けて吾等を採取するの事ありませ  
此處に及んば我々は生きざるに最も正し、吾等を福久敢然起つて中火蓋を切つた  
ありませ、親愛なる市民諸君！吾等は請う階級の總大なる援助を期待するものと  
ありませ

斗南電氣秀光研究所第議圖  
社長 野橋 四郎 地 治 坂 方

昭和四年十月三日

勞社第二三三五號

昭和四年十月九日

警視總監 九山 熊 吉

内務大臣 遠達謙藏殿  
社 會 局 長 官 殿  
大分神奈川各府縣知事殿

10.11  
816

斗南電氣秀光研究所労働年議ニ関スル件 (九分二報 解決)

要旨(1)労働双方共特異ノ行動ナシ

(2)七日労働会見ノ結果事業主ハ要ホリ容認ニ解決ス

標記年議ニ就テハ既報ノ如キ後折衝ノ結果解決ニ至リ